

# 令和7年度 第1回 保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会

日時：令和7年4月22日（火）14時

場所：横浜水道会館 大会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 挨拶

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会会長 金子 久夫

保土ヶ谷区長 神部 浩

### 3 議題

- |                                   |              |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 令和6年度事業報告について                 | (資料1) P. 1   |
| (2) 令和7年度事業計画について                 | (資料2) P. 5   |
| 保土ヶ谷区制 100 周年活動団体補助金              | (資料3) P. 6   |
| ほどがやの百選事業                         | (資料4) P. 34  |
| 保土ヶ谷区制 100 周年記念誌                  | (資料5) P. 40  |
| 保土ヶ谷区制 100 周年ロゴマーク                | (資料6) P. 45  |
| 保土ヶ谷区公式マスコットキャラクター                | (資料7) P. 46  |
| (参考)区役所で実施している 100 周年関連事業         | (資料8) P. 48  |
| 事業スケジュール                          | (資料9) P. 50  |
| (3) 令和7年度収支予算について                 | (資料10) P. 52 |
| (4) 保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約の改正について | (資料11) P. 53 |

### 4 その他

#### 【事務局】

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会事務局

(保土ヶ谷区役所地域振興課)

TEL：045-334-6307 FAX：045-332-7409

Mail：ho-chiiki@city.yokohama.lg.jp

## 令和6年度 事業報告（案）

## 1 実行委員会事業

## (1) 実行委員会等の開催

実行委員会：4/26（金）組織体制や基本的な考え方、スケジュールを決定

役員会：9/6（金）活動団体補助制度の検討、区公式マスコット候補作品選考  
3/7（金）区公式マスコット名称選考、実行委員会事業の方向性決定

## (2) 100周年事業活動団体の募集

登録団体数：23 団体（R 7 年 3 月 31 日時点）

登録団体：別紙のとおり

## (3) 活動団体交流会の開催

活動団体として登録している団体による活動発表・交流会を実施しました。

日 時：令和7年2月27日（木）18時30分～20時

参加者：54名（登録団体19団体30名、新規17名、部会委員7名）



## (4) 100周年通信の発行

100周年に関する取組をまとめた通信を発行しています。

発行数：5件（R 6. 7～R 7. 3）※ 不定期配信

発行先：区内自治会町内会掲示板（約1,500か所）、区民利用施設、HP、X、デジタルサイネージ



## (5) 保土ケ谷区公式マスコットキャラクターの制定

100周年を記念して区の公式マスコットを作成しました。本実行委員会の役員会において、公募作品から最終5候補まで選考し、区民投票を経てマスコットが誕生しました。

## 保土ヶ谷区制100周年 登録団体一覧(令和7年3月31日時点)

### < 魅力 >

|   | 団体名                 | 団体の活動目的・内容                                   | 100周年事業 活動イメージ、アイデア                                                                                               |
|---|---------------------|----------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | Code for Hodogaya   | 新規団体                                         | つながり形成、コミュニティ醸成<br>区の歴史、文化、社会的な要素をICTによって可視化・具現化<br>WebARを使った紙媒体や拡張現実の組み合わせやメタバースを利用した仮想空間上の展示など                  |
| 2 | 一般社団法人くくむ           | 地域や企業、人の持つ魅力や価値を再編集し「新しい文化づくり」を行う            | 天王町でのフィールドワークを通じて発見・制作したエピソードを影絵として橘樹神社で上演<br>多世代が行き交うまちの小さな書店をつくり、地元の子どもたちと大人と一緒にイベントを作り、実験的に実施する「実験場」としての機能も目指す |
| 3 | 保土ヶ谷区ふれあい民謡舞踊協会     | 区内の敬老者を招待して年に1回大会を開催                         | 舞踊、唄、ダンスの発表、パレード                                                                                                  |
| 4 | 保土ヶ谷区民謡舞踊愛好会        | 講習会、発表会<br>花フェスタ、区民まつり等に参加                   | 舞踊、唄、ダンスの発表、パレード                                                                                                  |
| 5 | はまみらいプロジェクト         | 横浜をより良い都市にするために何ができるかを考える横浜国大の「地域課題実習」プロジェクト | 保土ヶ谷の魅力や防災上の情報をまとめたオリジナル地図発行                                                                                      |
| 6 | 大人の軽音楽部 Glastonbury | 新規団体                                         | 保土ヶ谷区内のイベントやお祭り、サロン、老人クラブ、福祉施設などでのライブ開催。音楽で地域を盛り上げた。                                                              |
| 7 | 一般社団法人あるっこ          | まち歩きイベント、SNSでまち歩きマガジンの発行。                    | まち歩きアンバサダーの募集、まち歩き企画<br>保土ヶ谷区がより歩きたくなる場所になるための冊子作り                                                                |

## 保土ヶ谷区制100周年 登録団体一覧(令和7年3月31日時点)

<つながり>

|   | 団体名                        | 団体の活動目的・内容                  | 100周年事業 活動イメージ、アイデア                                                                                        |
|---|----------------------------|-----------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | ほどがやみらいプロジェクト              | 市民と活動団体・商店・施設・行政の連携促進       | ほどがやファーマーズマーケット（地産地消）<br>市民が市民のために協力してみらいのほどがやをつくる、地域の大人が子どもたちに「まち」の魅力を伝えられる活動                             |
| 2 | 保土ヶ谷消防団                    | 「自助」「共助」「公助」、これらを繋ぐ         | 区制100周年事業に関する推進及び啓発                                                                                        |
| 3 | 保土ヶ谷区更生保護女性会               | 地域社会の犯罪・非行の未然防止、やり直しを応援     | バルーンアートで会場を飾ったり、子どもたちと一緒に作ったりして、楽しく遊べる場の提供                                                                 |
| 4 | 神輿保存会 横濱祭友會                | 神輿會                         | 友好団体7基の御神輿で保土ヶ谷区制100周年を祝う。できれば星天qlay前道路で毎年祝う。                                                              |
| 5 | ほどがやパソボラ                   | 高齢者・障がい者への基礎的なパソコン指導        | パソコンの魅力を伝える。                                                                                               |
| 6 | cortisパーソナルジム<br>横浜和田町本店   | 新規団体                        | 健康コミュニティイベント<br>地域交流ウォーキングイベント<br>親子健康ワークショップ<br>シニア向け健康維持プログラム                                            |
| 7 | 保土ヶ谷地元応援隊（ジェンヌフィット＆ビューティー） | 新規団体<br>健康、美容、コミュニケーションサークル | 100周年みんなで作る「保土ヶ谷since1927」（仮題）<br>保土ヶ谷区出身元宝塚歌劇団星組 大洋あゆ夢が、100周年登録団体と連携し、100年の時と今を生き未来へ向かう保土ヶ谷パワーのリミックス舞台を企画 |
| 8 | 一般社団法人ヨコハマ・インクルボッチャ・ラボ     | ボッチャの普及啓発                   | ボッチャを通して人と人をつなぐ。<br>幼児から高齢者、国籍や障害の有無等を問わず誰もが楽しく参加できるイベント                                                   |
| 9 | みんなのほどがや楽考                 | ほどがや(地域)社会への貢献を共通理念とした活動    | 保土ヶ谷の成り立ち、歴史、地区、地産地消について学び考える場や、まち歩きを通じた魅力発掘や交流機会の創出                                                       |

## 保土ヶ谷区制100周年 登録団体一覧(令和7年3月31日時点)

### <こども>

|   | 団体名              | 団体の活動目的・内容                                              | 100周年事業 活動イメージ、アイデア                                                                |
|---|------------------|---------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 特定非営利活動法人 居場所 そら | 子どもたちの居場所や学びの場をつくる                                      | 学校へ行きづらい子どもの居場所開設、子ども食堂の実施、地域のお祭りへの参加や協力など<br>子どもたちが安心して過ごせる、暮らせる、大人と子どもと一緒に楽しめる活動 |
| 2 | ガールスカウト神奈川県第6団   | 青少年の健全な育成を目的に、学び、体験し、伝える活動                              | 募金活動や清掃、イベントへの参加、ギャラリー展示等を通して区制100周年のPR、保土ヶ谷の魅力を発信                                 |
| 3 | NPO法人 ちゃっと       | 親と子のつどいの広場や子ども食堂等を運営                                    | 150周年にむけてこども達の居場所を100箇所、区内に作ろう                                                     |
| 4 | 保土ヶ谷少年補導員連絡会     | 新規団体                                                    | 青少年の健全育成、非行防止                                                                      |
| 5 | 地域子育て支援拠点こっころ    | 子育てしやすい地域社会を作ることを目的とした活動                                | 地域子育て支援拠点こっころのこれまでの活動の紹介や地域の様々な人がかかわるイベントを実施                                       |
| 6 | NPO法人 元気な地域人の会   | 青少年の健全育成のため、文化・スポーツ活動を支援文化の向上に資する活動を支援                  | 次代を担う子どもたちに”この時代”を輝いて生きてもらうとともに、”明日”に希望を持ってもらえる事業・活動                               |
| 7 | 子ども食堂 ohana かわしま | 地域の子ども達の居場所の提供<br>片親、貧困家庭への支援<br>子ども達を笑顔にする<br>地元を盛り上げる | 貧困や片親の家庭への支援、地域の子ども達の居場所の提供、地域を盛り上げる、子ども達に地域の食材を使った美味しいカレーライスをお腹いっぱい食べてもらう         |

## 令和 7 年度 事業計画（案）

**1 実行委員会事業****（１） 実行委員会等の開催**

実行委員会：① 4 /22（火） ② 秋頃

役員会：① 7 月頃 ② 9 月頃 ③ 3 月頃

**（２） 活動団体補助制度の運用 【資料 3】**

100 周年をきっかけに地域づくりに関する活動を始める団体に向けた補助制度を開始します。

補助金審査会：6 月頃開催予定

**（３） ほどがやの百選（保土ヶ谷の逸品）の認定 【資料 4】**

区内の逸品を認定し、デジタルマップを用いて PR します。

**（４） 保土ヶ谷区制 100 周年記念誌の製作 【資料 5】**

保土ヶ谷区の魅力を発信し、地域への愛着をより一層深めるため、記念誌を製作します。記念誌の製作にあたり、「記念誌特別委員会」を設置します。

※記念誌特別委員会：立ち上げ後、随時開催予定

**（５） 保土ヶ谷区制 100 周年ロゴマークの作成 【資料 6】**

ロゴマークを作成し、各種イベントや広報などで活用します。

**（６） 保土ヶ谷区公式マスコットキャラクターの活用 【資料 7】**

区公式マスコットの名前を選考し、広く周知し活用します。

**2 区役所事業との連携****（１） 花フェスタ（5 月）**

区公式マスコットの名称発表、保土ヶ谷の逸品の募集周知、区の歌ステージ

**（２） 区民まつり（10 月）**

100 周年ロゴマークの発表、マスコット着ぐるみお披露目、がやっこ体操ステージ、区の歌ステージ、保土ヶ谷の逸品のブース出店

**3 事業スケジュールについて 【資料 9】**

令和9年保土ヶ谷区制100周年

活動団体募集

区制100周年をきっかけに、何かやってみたいと考える団体を募集中！登録をして、「ほどがや」を未来へつないでいきましょう！

こども

活動テーマは3つ

つながり

魅力

登録でこんなことができる！

・区ホームページでの活動PRや会員の募集

・活動に関する相談

・他の登録団体との新しいつながり

・新設予定の補助金の申請

QRコード

ホームページはこちら↑

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会事務局（区役所地域振興課）  
Tel:045-334-6307 Mail:ho-chiiki@city.yokohama.jp

横浜市保土ヶ谷区

横浜市トップ | Language | 読み上げ | Google 検索 | 検索

防災・防犯 | 暮らし・手続き | 子育て・教育 | 健康・医療・福祉 | 窓口・施設 | 区の紹介 | 区政情報

現在位置 横浜市トップページ > 保土ヶ谷区トップページ > 区の紹介 > 保土ヶ谷区制100周年関連事業 > 活動団体一覧（申請はコチラから）

最終更新日 2024年8月8日

活動団体一覧（申請はコチラから）

活動団体とは

どんな団体？

区民等により組織され、保土ヶ谷区制100周年を契機とした活動を行う団体のことを指します。

多くの団体にご登録いただき、一緒に盛り上げていければと考えています。ご登録をお待ちしています。

申請先（横浜市電子申請システムへ）

握手アイコン

画像をクリックすると申請ページに進みます。

## ②補助コースについて

| コース名                   | スターターパック                                                                                           | ブースターパック                                                                                                          | サポーターパック                                                   |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|
| 目的                     | 保土ヶ谷区制100周年をきっかけに、地域づくりに関する活動を始める団体を支援します。                                                         | 保土ヶ谷区制100周年を記念して、イベントを実施する団体を支援します。                                                                               | 既存事業等を活用して、保土ヶ谷区制100周年事業とのタイアップを希望する団体を募集します。              |
| 対象事業                   | 地域の課題解決や活性化など公益性の高い事業                                                                              | 区民が広く参加できる新規イベント                                                                                                  | 区民が広く参加できるイベント（既存事業可）                                      |
| 主な条件                   | <div>・立ち上げから概ね3年未満の事業であること</div> <div>・令和10年度以降も継続する見込みがあること</div> <div>・地域課題の解決や地域づくりに資すること</div> | <div>・区制100周年を契機に企画・立案された新規事業であること</div> <div>・主たる催し物等が令和9年に実施されること</div> <div>・保土ヶ谷区の特色や特産物又は“100”に関連があること</div> | <div>・100周年用の企画があること</div> <div>・100周年の周知・機運醸成に資すること</div> |
| 交付年度<br>※年度ごとに申請が必要です。 | 令和7年、8年、9年                                                                                         | 令和9年                                                                                                              | 令和8年、9年                                                    |
| 申請期間                   | 令和7年4月23日（水）<br>～<br>令和7年6月13日（金）                                                                  | 未定                                                                                                                | 未定                                                         |



## ②補助コースについて

### 補助金

令和7、8、9年度交付

#### スターターパック

令和9年度交付予定

#### ブースターパック

### 補助物品

令和8、9年度交付予定

#### サポーターパック

## ③スターターパックについて

### 目 的

区制100周年をきっかけに、地域づくりに関する活動を始める団体を支援します。

### 対象事業

- ✓立ち上げから概ね3年未満である事業
- ✓令和10年度以降も継続する見込みがある事業
- ✓地域課題の解決や地域づくりに資する事業
- ✓以下のいずれかに該当する事業

文化・芸術振興に関する事業 / スポーツ振興または健康増進に関する事業 /

異世代間交流に関する事業 / 子育て支援、子どもの居場所づくりに関する事業

/ 環境保全に関する事業 / 地域の活性化、にぎわいのあるまちづくりに関する

事業 / その他、社会的公共性をもつ事業のうち、特に会長が認めた事業



### ③スターターパックについて

補助金額 令和7年度 最大5万円

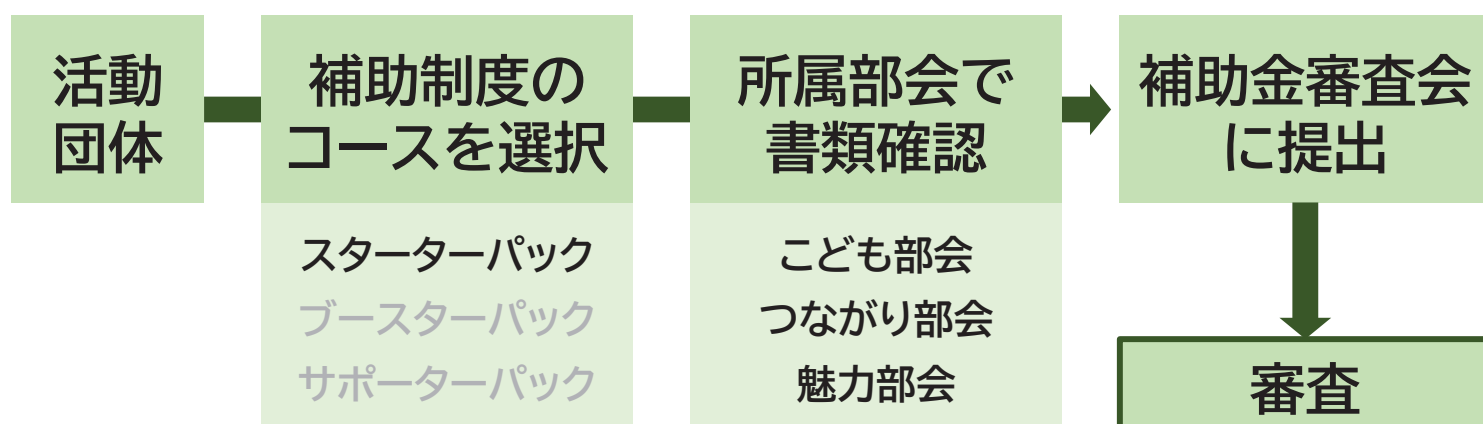
補助期間 最長3年間(令和9年度まで)継続補助

主な  
審査項目

- ・事業が地域にもたらす効果
- ・費用対効果
- ・事業の実現可能性(計画性)
- ・団体の自立性(財政的基盤、人的基盤)

申請期間 令和7年4月23日(水)～6月13日(金)

### ④申請から審査までの流れ



## ⑤補助金審査会委員

| 氏名（敬称略） | 役職        |
|---------|-----------|
| 堀 功生    | 実行委員会副会長  |
| 大尾 美登里  | 魅力部会長     |
| 仁平 浩史   | こども部会長    |
| 美戸 孝紀   | つながり部会長   |
| 近藤 友和   | 保土ヶ谷区総務課長 |

（保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会 役職名簿より）

## ⑥スケジュール(案)

|           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 令和7年3月7日  | 役員会の開催（令和7年度の補助制度の概要説明） |
| 令和7年4月22日 | 実行委員会の開催（R7予算案、補助制度の承認） |
| 令和7年4月23日 | 活動団体補助制度（スターターパック）募集開始  |
| 令和7年6月13日 | 活動団体補助制度（スターターパック）募集締切  |
| 令和7年6月下旬  | 補助金審査会による審査             |
| 令和7年7月    | 活動団体補助制度（スターターパック）交付開始  |

保土ヶ谷区制100周年事業

# 活動団体補助制度

## 申請団体募集

第1弾

100周年をきっかけとした「始めたい」を応援します



地域課題  
の解決や  
地域づくり  
を応援

新規事業の  
スタート  
ダッシュ  
を支援

令和7年度  
最大 **5** 万円  
最長 **3** 年間  
継続補助

申請期間  
**4** 月 **23** 日 (水)  
～  
**6** 月 **13** 日 (金)



予告 第2弾※

地域のお祭りや  
スポーツ大会向け

物品支給

令和8,9年度交付



予告 第3弾※

令和9年度実施  
イベント向け

最大10万円

令和9年度交付

※ 全ての条件を満たしている必要があります。  
詳細は、保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金要綱をご確認ください。

## 目的

保土ヶ谷区制100周年をきっかけに、地域づくりに関する活動を始める団体を支援します。

## 補助対象団体※

- ✓ 実行委員会が定める活動団体として登録していること
- ✓ 所在地又は主たる活動場所が保土ヶ谷区内であること
- ✓ 役員のうち、2分の1以上が、この要綱における補助金の交付を受ける他の団体の役員となっていないこと

## 補助対象事業※

- ✓ 立ち上げから概ね3年未満である事業
- ✓ 令和10年度以降も継続する見込みがある事業
- ✓ 地域課題の解決や地域づくりに資する事業
- ✓ 以下のいずれかに該当する事業  
文化・芸術振興に関する事業 / スポーツ振興または健康増進に関する事業 / 異世代間交流に関する事業 / 子育て支援、子どもの居場所づくりに関する事業 / 環境保全に関する事業 / 地域の活性化、にぎわいのあるまちづくりに関する事業 / その他、社会的公共性をもつ事業のうち、特に会長が認めた事業

## 補助金額・期間

令和7年度 最大 50,000円  
最長3年間（令和9年度まで）継続補助  
\* 令和8、9年度の補助金額は、各年度の募集案内をご確認ください。

## 審査

補助金審査会において、申請書類の審査を行い、交付又は不交付を決定します。

### 【主な審査項目】

- ・事業が地域にもたらす効果
- ・費用対効果
- ・事業の実現可能性（計画性）
- ・団体の自立性（財政的基盤、人的基盤）

## 申請期間・申請先

令和7年4月23日（水）～6月13日（金）  
\* 申請書類は、持参または郵送でご提出ください。

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会  
補助金審査会事務局  
保土ヶ谷区総務課（2階20番窓口）  
〒240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9  
TEL：045-334-6373

## お気軽にご相談ください！

### サポーターパック

### ブースターパック

に関するご質問も承ります！

「補助金の対象になる事業かわからない」「申請書類の書き方を教えてほしい」など、補助金に関するご相談は、**ご所属の部会**（こども、魅力、つながり）で受け付けます。また、団体活動に関するご相談も受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

- 【こども部会】 こども家庭支援課（3階30番窓口）  
TEL：045-334-6322
- 【魅力部会】 区政推進課（2階22番窓口）  
TEL：045-334-6227
- 【つながり部会】 福祉保健課（5階55番窓口）  
TEL：045-334-6313

補助金要綱、申請書類の  
ダウンロードはこちらから！



保土ヶ谷区  
マスコット  
キャラクター

# (案)

## 保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付要綱

令和 年 月 日 施行

### (目的)

第 1 条 この要綱は、保土ケ谷区制 100 周年を記念し、保土ケ谷区を挙げて祝い盛り上げていくために、区民等により組織された団体が自主的に企画・運営・実施する事業に要する経費の一部に対し、保土ケ谷区制 100 周年事業実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象団体)

第 2 条 この要綱における補助の対象となる団体は、次の各号に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- (1) 実行委員会が定める活動団体として登録していること
- (2) 所在地又は主たる活動場所が保土ケ谷区内であること
- (3) 規則、会則等の定めがあり、団体として明確な意思決定の場があること
- (4) 代表者及び役員構成が明確であり、かつ、役員のうち、2 分の 1 以上が、この要綱における補助金の交付を受ける他の団体の役員となっていないこと
- (5) 宗教活動、政治活動又は選挙活動を目的とした活動をしていないこと
- (6) 公序良俗に反する活動をしていないこと

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する団体は対象外とする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等の法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下、この項において同じ。）
- (2) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下、この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、「暴力団等の構成員等」という。）の統制の下にある団体
- (3) 法人にあつては、代表者又は役員に暴力団の構成員等に該当するものがあるもの
- (4) 法人格を持たない団体にあつては、代表者が暴力団の構成員等に該当するもの

### (補助金の種類)

第 3 条 この要綱における補助金の種類は、次のとおりとする。

- (1) スターターパック  
地域課題の解決や地域づくりを目的として、継続して実施される事業について補助する。
- (2) ブースターパック  
令和 9 年度に実施される区制 100 周年を記念した事業について補助する。

2 前項第 2 号に定める補助金は、同一事業が複数回交付を受けることはできない。

3 補助金の交付開始年度は、補助金の種類ごとに会長が決定することとする。

### (補助対象事業)

第 4 条 この要綱における補助の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条第 1 号に定める補助金（スターターパック）にあつては、次に掲げる要件すべてを満

たすものとする。

- ア 立ち上げから概ね3年未満であること
- イ 令和10年度以降も継続する見込みがあること
- ウ 地域課題の解決や地域づくりに資すること
- エ 別表1のいずれかに該当すること

(2) 第3条第2号に定める補助金（ブースターパック）にあつては、次に掲げる要件すべてを満たすものとする。

- ア 区制100周年を契機に企画・立案された新規事業であること
- イ 主たる催し物等が令和9年度に実施されること
- ウ 保土ケ谷区の特色や特産物又は“100”に関連があること

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は対象外とする。

- (1) 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- (2) 保土ケ谷区外で保土ケ谷区民以外を対象に行う事業
- (3) 同一年度に、同一事業で、他の補助金を受けている若しくは受ける見込みのある事業
- (4) その他、実行委員会会長（以下、「会長」という。）が適当でないと認めた事業

（補助対象経費）

第5条 この要綱における補助の対象となる経費は、補助対象事業の実施に直接かかる経費とし、別表2のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、食料費等、客観的に公益上必要性が高いとはいえない経費については、本補助金の対象外とする。

3 補助金は、申請年度の4月1日から翌年3月31日までの対象経費について使用できるものとする。ただし、令和7年度申請分については、本要綱の施行日から令和8年3月31日までの対象経費について使用できるものとする。

4 補助金は、次年度に繰り越すことはできない。

（補助金額）

第6条 補助金額は、補助金の種類ごとに、その年度の予算の範囲内において会長が決定する。ただし、会長は、申請期間の開始前に、補助金の種類ごとの上限額を示さなければならない。

（交付申請）

第7条 申請団体は、会長が別に定める申請期間内に、次に掲げる交付申請書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 保土ケ谷区制100周年事業活動団体補助金交付申請書（第1号様式）
- (2) 事業計画書（第2号様式）
- (3) 収支予算書（第3号様式）
- (4) 団体概要書（第4号様式）
- (5) 団体の規約、定款その他これらの書類に類する書類及び役員名簿
- (6) その他、実行委員会が設置する補助金審査会（以下、「審査会」という。）が必要と認める書類

2 申請書類の受付は、審査会事務局（保土ヶ谷区総務課）で行う。

（交付決定通知）

第8条 会長は、前条の規定による申請書類を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付決定通知書（第5号様式）により当該団体に通知するものとする。また、補助金を交付することが不適当と認めるときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金不交付決定通知書（第6号様式）により当該団体に通知するものとする。

2 前項の内容の確認及び評価は、別表3の項目に基づいて審査会が行い、会長は、審査会の意見を参考に適否を決定する。

3 会長は、補助金の交付を決定する場合において、本補助金の目的を達成するために必要な限度において条件を付することができる。

4 審査会は、申請団体に対して、追加書類の提出を求めるほか、聞き取り調査及び現地調査等を行うことができる。

（申請の取下げ）

第9条 申請団体は、前条の規定により決定通知書の交付を受けた場合において、当該決定通知書に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、決定通知書の交付日の翌日から起算して10日以内であれば、申請の取下げをすることができる。

2 前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなす。

（事業計画の変更又は中止）

第10条 第8条の規定により交付の決定を受けた団体（以下、「交付団体」という。）は、事業計画の申請事項を変更又は中止しようとする場合は、速やかに、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金事業計画変更・中止届（第7号様式）を会長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、内容が軽微な場合には提出を省略することができる。

2 会長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査し、承認するときは、保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金事業計画変更・中止承認通知書（第8号様式）により当該団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 交付団体は、事業終了後14日以内に、次に掲げる実績報告書類を会長に提出しなければならない。

- (1) 保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金実績報告書（第9号様式）
- (2) 事業報告書（第10号様式）
- (3) 収支決算書（第11号様式）
- (4) 領収書、振込明細書、その他当収支決算に係る支出を証する書類の写し
- (5) 実施状況がわかる写真又はパンフレット等の広報印刷物
- (6) その他、審査会が必要と認める書類



(交付額の確定)

第 12 条 会長は、前条の規定による実績報告書類が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定して、保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付額確定通知書（第 12 号様式）により当該団体に通知するものとする。

2 前項の内容の確認は審査会が行い、会長は、審査会の意見を参考に適否を決定する。

(交付の時期等)

第 13 条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後に交付するものとする。ただし、会長が補助金の交付の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を交付することができる。

(交付の請求)

第 14 条 第 12 条の規定により交付額の確定を受けた交付団体は、補助金の交付を受けようとするときは、保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付請求書（第 13 号様式）により請求を行うものとする。

2 前項の規定は、前条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けようとする場合について準用する。

(補助金の精算)

第 15 条 交付団体は、第 13 条ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の全部又は一部の交付を受けた場合において、第 12 条の規定による交付額確定通知書の交付日の翌日から起算して 14 日以内に、次に掲げる書類を会長に提出しなければならない。

(1) 保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金精算書（第 14 号様式）

(2) その他、審査会が必要と認める書類

2 交付団体は、精算により余剰金が生じたときは、速やかに、返還しなければならない。

(決定の取消し)

第 16 条 会長は、交付団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(2) 補助金を他の用途へ使用をしたとき

(3) 補助金の交付決定内容又はこれに付した条件に違反したとき

(4) その他法令、条例、又はこの規則に基づき会長が行った指示に違反したとき

(5) 補助事業を中止又は廃止したとき（第 10 条の規定による事業計画変更・中止届が承認されなかったときを含む）

2 前項の規定は、第 12 条の規定による交付額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 会長は、第 1 項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付決定取消通知書（第 15 号様式）により当該団体に通知するものとする。

(補助金の返還)

第 17 条 会長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消したとき又は第 10 条の規定により補助事業の中止が承認された場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第 18 条 交付団体は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を実行委員会に納付しなければならない。

2 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、当該団体の納付した金額が返還を命ぜられた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命ぜられた補助金の額に充てられたものとする。

3 交付団体は、補助金の返還を命ぜられ、これを納付期日までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既に納付した額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を実行委員会に納付しなければならない。

(関係書類の保存期間)

第 19 条 交付団体は、補助事業に係る経費の収入及び支出を明らかにした書類、帳簿等並びに領収書等を整備し、補助金の交付を受けた日から 5 年間保存しておかなければならない。

(公表)

第 20 条 会長は、申請団体及び交付団体の概要（団体名、所在地、代表者名等）、事業計画の概要及び補助金額を公表できるものとする。

(事務)

第 21 条 この要綱に定める補助金の交付に関する事務は、審査会事務局（保土ヶ谷区総務課）で行う。

(その他)

第 22 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 年 月 日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、実行委員会の解散をもって失効する。

別 表 1 (第 4 条)

|                                   |
|-----------------------------------|
| (1) 文化・芸術振興に関する事業                 |
| (2) スポーツ振興または健康増進に関する事業           |
| (3) 異世代間交流に関する事業                  |
| (4) 子育て支援、子どもの居場所づくりに関する事業        |
| (5) 環境保全に関する事業                    |
| (6) 地域の活性化、にぎわいのあるまちづくりに関する事業     |
| (7) その他、社会的公共性をもつ事業のうち、特に会長が認めた事業 |

別 表 2 (第 5 条)

| 経費項目         | 主な補助対象経費                     |
|--------------|------------------------------|
| (1) 報償費      | 講演会の講師やイベント出演者への謝金、賞品・記念品代   |
| (2) 消耗品費     | 1 件 10,000 円未満の事務用品等の消耗品の購入費 |
| (3) 印刷製本費    | チラシやポスターの印刷代、コピー代            |
| (4) 通信運搬費    | 郵便料、機材の運搬に係る費用               |
| (5) 広告料      | 新聞折り込み費用、雑誌掲載料、交通広告料         |
| (6) 保険料      | イベント保険料                      |
| (7) 委託料      | 機材の運搬・操作、会場警備等の外部の事業者へ委託した費用 |
| (8) 使用料及び賃借料 | 会議室やイベント会場の借上料、機材や自動車のレンタル料  |
| (9) その他      | その他特に会長が認めた経費                |

別 表 3 (第 8 条)

| 項目                        | スターターパック                                                         | ブースターパック                       |
|---------------------------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| (1) 継続性                   | 令和 10 年度以降も継続する見込みがあること                                          |                                |
| (2) 公益性                   | 地域課題の解決や地域づくりに資すること                                              |                                |
| (3) 保土ヶ谷区らしさ<br>100 周年らしさ |                                                                  | 保土ヶ谷区の特色や特産物又は“100”に関連があること    |
| (4) 新規性                   | 立ち上げから概ね 3 年未満であること                                              | 区制 100 周年を契機に企画・立案された新規事業であること |
| (5) 効果                    | 地域にとって必要性、重要性が高いこと                                               | 多くの区民が参加し楽しめること                |
| (6) 事業対象                  | 営利目的又は特定の個人や団体のみが利益を受ける事業ではないこと<br>保土ヶ谷区外で保土ヶ谷区民以外を対象に行う事業ではないこと |                                |
| (7) 費用対効果                 | 事業を実施するための経費が効果的かつ適切に計上されていること                                   |                                |
| (8) 実現可能性                 | 計画通りに実現可能であること                                                   |                                |
| (9) 自立性                   | 団体の財政的基盤、人的基盤が安定し、自立的な活動が期待できること                                 |                                |

令和 年 月 日

保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金

交付申請書

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会  
会 長

申請者 団 体 名

所 在 地

代表者名

令和 年度保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。なお、補助金の交付を受けるにあたっては、保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金交付要綱を遵守します。

|        |                                                                                  |
|--------|----------------------------------------------------------------------------------|
| 事業名    |                                                                                  |
| 申請区分   | <input type="checkbox"/> スターターパック                                                |
| 交付申請額  | 円                                                                                |
| 交付希望時期 | <input type="checkbox"/> 事業完了前の交付を希望する<br><input type="checkbox"/> 事業完了後の交付を希望する |
| 備考     |                                                                                  |

（添付書類）

- 1 事業計画書（第2号様式）
- 2 収支予算書（第3号様式）
- 3 団体概要書（第4号様式）
- 4 団体の規約、定款その他これらの書類に類する書類及び役員名簿

|     |  |
|-----|--|
| 団体名 |  |
|-----|--|

## 事業計画書

|                 |                          |
|-----------------|--------------------------|
| 事業名             |                          |
| 活動(実施)場所        |                          |
| 対象者及び<br>参加予定人数 | / 人                      |
| 事業目的            | ① 事業概要                   |
|                 | ② 地域課題・地域づくりへのアプローチ（公益性） |
|                 | ③ どのような効果を見込んでいるか（効果）    |

（裏面あり）

|                 |                                                                  |
|-----------------|------------------------------------------------------------------|
| 事業内容            | ④ 令和7年度における活動内容について（実現可能性）                                       |
|                 | ⑤ 過年度の活動がある場合、その内容（新規性）<br>（ <input type="checkbox"/> 過年度の活動はない） |
| 事業計画・<br>スケジュール | ⑥ 申請年度におけるスケジュール（実現可能性）                                          |
|                 | ⑦ 次年度以降の事業についての見通し（継続性）                                          |

※ 別紙可

|     |  |
|-----|--|
| 団体名 |  |
|-----|--|

## 収支予算書

## 1 収入の部

| 項目                   |                                | 予算額（円） | 積算内訳（説明） |
|----------------------|--------------------------------|--------|----------|
| 収入                   | 保土ヶ谷区制 100 周年<br>事業活動団体補助金 (A) | 円      |          |
|                      | その他収入 (B)                      | 円      |          |
|                      | 小計 (A) + (B) = (C)             | 円      |          |
| 自己負担額 (D)            |                                | 円      |          |
| 収入総額 (C) + (D) = (E) |                                | 円      |          |

## 2 支出の部

| 項目                   |        | 予算額（円） | 積算内訳（説明） |
|----------------------|--------|--------|----------|
| 補助対象経費               |        | 円      |          |
|                      |        | 円      |          |
|                      |        | 円      |          |
|                      |        | 円      |          |
|                      |        | 円      |          |
|                      |        | 円      |          |
|                      |        | 円      |          |
|                      | 小計 (F) | 円      |          |
| 補助対象外経費 (G)          |        | 円      |          |
| 支出総額 (F) + (G) = (H) |        | 円      |          |

※ 千円未満は切捨ててください。

※ 収入総額 (E) と支出総額 (H) が一致するようにしてください。

※ 積算内訳（説明）は詳細に記載してください。

|     |  |
|-----|--|
| 団体名 |  |
|-----|--|

## 団体概要書

|                 |                         |                |
|-----------------|-------------------------|----------------|
| 団体名             |                         |                |
| 代表者名            |                         |                |
| 設立(活動開始)年月      | 年 月 (活動歴) 年 か月 ( 年 月現在) |                |
| 連絡先             | 担当者名                    |                |
|                 | 電話番号                    | /              |
|                 | 携帯電話                    |                |
|                 | メール                     |                |
|                 | 郵便物<br>送付先              | 〒              |
| 主な活動場所          |                         |                |
| 会員数/役員数         | 会員数                     | 人（うち保土ヶ谷区民： 人） |
|                 | 役員数                     | 人（うち保土ヶ谷区民： 人） |
| 共催、後援、<br>協賛団体等 |                         |                |
| 備考              |                         |                |



第 号  
令和 年 月 日

保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金

交付決定通知書

様

保土ケ谷区制 100 周年事業実行委員会  
会 長

令和 年 月 日に申請のありました保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金について、次の条件を付して交付することと決定いたしましたので通知します。

1 事業名

2 交付決定金額

円

3 交付時期

適正な請求を受けた日から 30 日以内に交付します。

4 交付条件

- (1) この補助金は、申請内容以外の目的での使用又は流用はできません。
- (2) 事業計画の内容を変更又は中止しようとする場合は、速やかに、「事業計画変更・中止届」を提出してください。
- (3) 補助対象事業終了後 14 日以内に、保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付要綱第 11 条に定める実績報告書類を提出してください。  
なお、余剰金が生じたときは、速やかに返還していただきます。
- (4) 虚偽その他不正な手続で補助金の交付を受けたときは、全部又は一部の返還を求めることがあります。
- (5) その他、保土ケ谷区制 100 周年事業活動団体補助金交付要綱の定めに従ってください。

保土ケ谷区制 100 周年事業実行委員会 補助金審査会  
事務局：保土ケ谷区総務課  
電 話：045-334-6373

第 号  
令和 年 月 日

保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金

## 不交付決定通知書

様

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会  
会 長

令和 年 月 日に申請のありました保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金  
につきましては、審査の結果、交付しないことを決定いたしましたので通知します。

1 事業名

2 不交付の理由

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会 補助金審査会  
事務局：保土ヶ谷区総務課  
電 話：045-334-6373

令和      年      月      日

保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金

事業計画変更・中止届

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会  
会 長

申請者 団 体 名

所 在 地

代表者名

令和      年      月      日付で交付決定を受けた補助事業について、（ 変更 ・ 中止 ）  
したく、保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金交付要綱第10条に基づき、次のとおり  
届け出ます。

|                    |  |
|--------------------|--|
| 事業名                |  |
| 変更又は中止の理由          |  |
| 変更内容<br>※変更の場合のみ記載 |  |

第 号  
令和 年 月 日

保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金  
事業計画変更・中止承認通知書

様

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会  
会 長

令和 年 月 日に届出のありました保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金の補助事業の（ 変更 ・ 中止 ）について、審査の結果、承認することと決定いたしましたので通知します。

1 事業名

2 その他

補助事業の中止の場合において、既に補助金が交付されているときは、令和 年 月 日までに返還してください。

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会 補助金審査会  
事務局：保土ヶ谷区総務課  
電 話：045-334-6373

令和 年 月 日

保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金

実績報告書

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会  
会 長

申請者 団 体 名

所 在 地

代表者名

令和 年 月 日付で交付決定を受けた補助事業について、保土ヶ谷区制100周年事業活動団体補助金交付要綱第11条に基づき、次のとおり報告します。

1 事業名

2 補助金の執行実績

|             |   |
|-------------|---|
| 補助金交付決定額    | 円 |
| 補 助 金 執 行 額 | 円 |
| 差 額         | 円 |

（添付書類）

- 1 事業報告書（第10号様式）
- 2 収支決算書（第11号様式）
- 3 領収書、振込明細書、その他当収支決算に係る支出を証する書類の写し
- 4 実施状況がわかる写真又はパンフレット等の広報印刷物

|     |  |
|-----|--|
| 団体名 |  |
|-----|--|

## 事業報告書

|                                                |     |
|------------------------------------------------|-----|
| 事業名                                            |     |
| 実施日時(期間)                                       |     |
| 実施場所                                           |     |
| 対象者及び<br>参加人数(実績)                              | / 人 |
| <p>事業実施概要<br/>(内容、事業の成果・<br/>効果等)<br/>※別紙可</p> |     |

|     |  |
|-----|--|
| 団体名 |  |
|-----|--|

## 収支決算書

## 1 収入の部

| 項目                   |                                | 予算額（円） | 決算額（円） | 内訳（説明） |
|----------------------|--------------------------------|--------|--------|--------|
| 収入                   | 保土ヶ谷区制 100 周年<br>事業活動団体補助金 (A) | 円      | 円      |        |
|                      | その他の収入 (B)                     | 円      | 円      |        |
|                      | 小計 (A) + (B) = (C)             | 円      | 円      |        |
| 自己負担額 (D)            |                                | 円      | 円      |        |
| 収入総額 (C) + (D) = (E) |                                | 円      | 円      |        |

## 2 支出の部

| 項目                   |        | 予算額（円） | 決算額（円） | 内訳（説明） |
|----------------------|--------|--------|--------|--------|
| 補助対象経費               |        | 円      | 円      |        |
|                      |        | 円      | 円      |        |
|                      |        | 円      | 円      |        |
|                      |        | 円      | 円      |        |
|                      |        | 円      | 円      |        |
|                      |        | 円      | 円      |        |
|                      |        | 円      | 円      |        |
|                      | 小計 (F) | 円      | 円      |        |
| 補助対象外経費 (G)          |        | 円      | 円      |        |
| 収入総額 (F) + (G) = (H) |        | 円      | 円      |        |

※ 千円未満は切捨ててください。

※ 収入総額 (E) と支出総額 (H) が一致するようにしてください。

※ 内訳（説明）は詳細に記載してください。

第 号  
令和 年 月 日

保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金

## 交付額確定通知書

様

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会  
会 長

令和 年 月 日付で交付決定した保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金については、令和 年 月 日に提出された実績報告書類に基づき、次のとおり決定いたしましたので通知します。

1 事業名

2 交付確定金額

円

3 その他

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会 補助金審査会  
事務局：保土ヶ谷区総務課  
電 話：045-334-6373



令和 年 月 日

保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金

交付請求書

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会  
会 長

申請者 団 体 名

所 在 地

代表者名

令和 年 月 日付で交付決定を受けた保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金について、次のとおり請求します。

| 請求金額        |                 | 円           |                 |
|-------------|-----------------|-------------|-----------------|
| 振<br>込<br>先 | 金融機関名           | 銀行<br>信用口座  | 支店<br>出張所<br>支所 |
|             | 預金種目            | 普通預金 ・ 当座預金 |                 |
|             | (フリガナ)<br>口座名義人 |             |                 |
|             | 口座番号            |             |                 |

※ 請求者と振込口座の名義人が異なる場合

上記口座に振り込みをお願いします。

(請求者) 団 体 名

代表者名

印

令和 年 月 日

保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金

精算書

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会  
会 長

申請者 団 体 名

所 在 地

代表者名

令和 年 月 日付で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり精算します。

1 事業名

2 精算額

|             |          |   |
|-------------|----------|---|
| 補 助 金 受 領 額 |          | 円 |
| 受 領 年 月 日   | 令和 年 月 日 |   |
| 補 助 金 執 行 額 |          | 円 |
| 差 額         |          | 円 |

上記のとおり、精算します。（証拠書類別添のとおり）

（提出日）

令和 年 月 日

（提出先）

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会会長

（受領者）団 体 名

代表者名

印

第 号  
令和 年 月 日

保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金

## 交付決定取消通知書

様

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会  
会 長

令和 年 月 日付で交付決定した保土ヶ谷区制 100 周年事業活動団体補助金については、次の理由により交付決定の（ 全部 ・ 一部 ）を取り消すことといたしましたので通知します。

### 1 事業名

### 2 取消しの理由

### 2 その他

既に補助金が交付されている場合は、令和 年 月 日までに返還してください。

保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会 補助金審査会  
事務局：保土ヶ谷区総務課  
電 話：045-334-6373

# 「ほどがやの百選」について

## 1 事業主旨

「ほどがやの百選」として、区内の逸品や名所等を区制100周年事業実行委員会で認定し、デジタルマップを用いて区内外に広くPRします。

## 2 事業概要

明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER  
YOKOHAMA

### ほどがやの百選

①保土ヶ谷の逸品（飲食品）  
公募にて募集

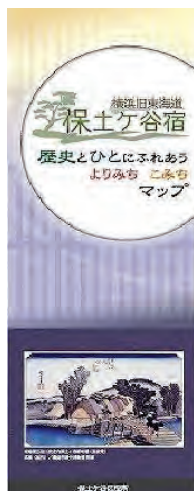
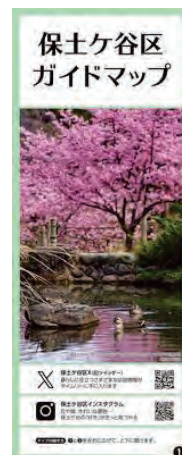
②保土ヶ谷の名所など  
すでに各課で整理しているものをマップ掲載  
※歴史、坂、花・緑、野菜、名所など

その他、中学生が選ぶ地域自慢（お気に入りの場所や飲食品など）もマップに掲載予定です。

### ■デジタルマップイメージ■



明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER  
YOKOHAMA



## ■デジタルマップイメージ■



「逸品」、「名所」といったアイコンを作成し、データを反映

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

## 3 全体スケジュール

事業準備

逸品の認定  
(第一弾)

逸品の認定  
(第二弾)

逸品の冊子発行  
記念誌にも掲載

「保土ヶ谷の名所」などの更新

デジタルマップの運用

R6

R7

R8

R9 (100周年)

# ほどがやの百選 「保土ヶ谷の逸品」について

7

## 1 認定方法

対象：保土ヶ谷区内で販売されている飲食品  
新規開発商品も含む

### ①区の逸品候補を一般公募

「〇〇店の〇〇という商品」という形で募集



### ②区制100周年事業実行委員会（役員会）で認定

※原則として1店舗あたり1品

## 2 認定基準

次のいずれかを満たすもの

①区で長年愛され、親しまれている

②区内産の素材が使用されている

③区の特徴を活かしているもの

(例) 区のシンボル（花・鳥など）やマスコットが使われている

④区の知名度・イメージアップへの貢献が期待できるもの

## 3 令和7年度 認定スケジュール

|    |      |                                                             |
|----|------|-------------------------------------------------------------|
| R7 | 4月   | 実行委員会で事業提案                                                  |
|    | 5月～  | 事業周知（5月花フェスタ、6月広報よこはま等）<br>公募期間（5月～7月中旬）                    |
|    | 7月～  | 役員会（7月下旬）：応募状況共有、選考基準等説明<br>役員会（9月）：選定<br>関連グッズ作成（認定証、のぼり等） |
|    | 10月  | 認定結果発表（記者発表等）、認定証配付<br>認定した逸品の区民まつりブース出店                    |
|    | 10月～ | 区民への周知<br>各種イベントで周知                                         |



## 4 メリット

明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER  
YOKOHAMA

### ① プロモーション

記者発表・HP・SNS・広報などで周知

### ② 認定証の発行

### ③ 区民まつりなど各事業でブース出店

### ④ 冊子掲載（令和8年度～9年度）

↳ 2年前から実施することで100周年の周知へとつながり、  
多くの方に区の魅力を発信することが出来る

これを機に新たな商品が創造されることも期待！

## 4 メリット

明日をひらく都市  
OPEN X PIONEER  
YOKOHAMA

保土ヶ谷の逸品



のぼり



認定証



ロゴマーク



冊子

これらのグッズを店舗に利活用して  
もらい自らPRすることが可能

CITY OF YOKOHAMA

# 区制100周年記念誌編纂について

保土ヶ谷区総務部区政推進課

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER

## 1 説明事項

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

- (1) 記念誌の全体像
- (2) 「記念誌委員会」の設置
  - ↳ 委員の募集及び役割 など
- (3) 今後のスケジュール(想定)

## (1) 記念誌の全体像について

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

### ■記念誌制作における考え方(背景)

«R5年度区民意識調査「100周年に期待する取組」の結果より»

- ・「記念誌の作成」希望は70代以上の世代で高い
- ・60代以下では地域とのつながりづくりや区内の歴史文化に触れるイベント開催の要望が高い

### ★記念誌のコンセプト★

- 1 記念誌を制作するだけでなく、制作過程も多く世代の参加を得ながら進める  
➤ 保土ケ谷区の魅力を再発見してもらう機会に！
- 2 単なる時点記録集ではなく、イベント等で活用できるようなものとする  
➤ 特定の人だけが読むのではなく、誰もが読みやすい内容に！
- 3 記念誌の制作を通して、地域内及び地域間の新たなつながりを創出する  
➤ 多世代が繋がる機会に！

3

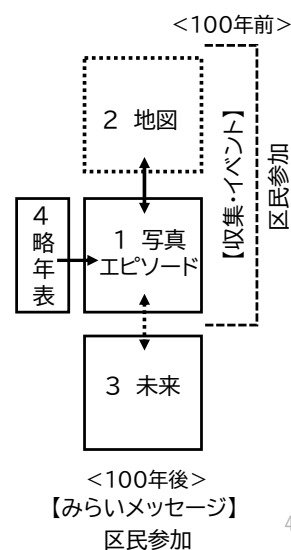
## (1) 記念誌の全体像について

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

### ■記念誌の基本構成

- 1 写真と写真にまつわるエピソードの収集  
➤ 過去・現在の写真やエピソード(オール・ヒストリー)を収集  
➤ 記念誌制作と合わせて区HP等でオープンデータ化も検討
- 2 地図の活用(過去～現在)  
➤ 過去から現在の変遷が分かる写真やエピソードを地図上に示す
- 3 子どもたちからの「未来メッセージ」の収集  
➤ 未来の保土ケ谷について、子どもたちからメッセージを収集する
- 4 略年表  
➤ 年表を通して時代を追えるようにする

### 【紙面構成模式図】



4

## (1) 記念誌の全体像について

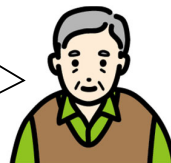
明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

### ■記念誌のイメージ

例：保土ヶ谷駅東口



昔は道幅が狭く路面電車が走っていて、家族で路面電車に乗って横浜駅方面に遊びに行くことを楽しみにしていました。



保土ヶ谷駅前に大きな遊園地やおしゃれなお店ができていいな♪



5

## (2) 「記念誌委員会」の設置

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会規約に基づき、「記念誌委員会」を設置します。

### 《規約より(特別委員会)》

10条 周年事業に係る式典等について、必要があるときは特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員及び委員長は、実行委員会の委員の中から会長が指名した者その他実行委員会において定めるところにより選任した者とする。

3 特別委員会の運営については、特別委員会において定める。

6

## (2)「記念誌委員会」の設置

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

### ■ 記念誌委員会の委員長

100周年実行委員会委員長から指名

### ■ 記念誌委員会の委員

- (1) 100周年実行委員会委員のうち、希望者  
(2) 100周年実行委員会委員が推薦した者
- } 10名程度を想定

### ■ 委員の役割

写真の収集、イベントへの協力、編纂に向けた区との連携 など

7

## (3) 今後のスケジュール(想定)

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

R7 興味が湧く >> R8 実践する >> R9 祝祭 >> R10 継続する

★R7.7月頃

○第1回 記念誌委員会開催

○写真+エピソード収集開始

○未来メッセージ収集開始

★R7.9月～

○イベントの実施(随時)

★R8.4月～

○記念誌編纂開始

★R8.12月頃(想定)

○写真等収集終了

★R9.10月頃(想定)

○記念誌発行(お披露目)

★R10以降

○記念誌の活用

8

## (2)「記念誌委員会」の設置

(再掲)

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会規約に基づき、「記念誌委員会」を設置します。

《規約より(特別委員会)》

10条 周年事業に係る式典等について、必要があるときは特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員及び委員長は、実行委員会の委員の中から会長が指名した者その他実行委員会において定めるところにより選任した者とする。

3 特別委員会の運営については、特別委員会において定める。

9

明日をひらく都市  
OPEN × PIONEER  
YOKOHAMA

10

# 保土ヶ谷区制100周年記念誌委員会

## 委員募集

保土ヶ谷の  
これまでとこれから  
一緒に繋ぎませんか？

保土ヶ谷区制100周年を記念した「保土ヶ谷区制100周年記念誌（仮題）」を一緒に作る委員を募集します。

### 委員の役割

- ・ 記念誌委員会への出席（記念誌編纂に向けたご意見）
- ・ 記念誌に掲載する写真の収集協力
- ・ 記念誌作成に伴うイベントへの協力

### 応募条件

以下のいずれかを満たす人

- ・ 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会委員
- ・ 保土ヶ谷区制100周年事業実行委員会委員の推薦を受けた人



### 募集期間

5月23日（金）

### 募集人数

10人程度

### 応募方法

- ・ 横浜市電子申請・届出システム
- ・ 応募用紙（持参・郵送・FAX・メール）

応募に必要な事項については応募用紙をご確認ください。



▲電子申請・届出システム

※応募いただいた方には6月上旬までにメールまたは郵送にてご連絡します。

お問合せ 保土ヶ谷区制100周年記念誌委員会事務局（区役所区政推進課）  
電話：045-334-6227 FAX：045-333-7945  
メール：ho-100kinenshi@city.yokohama.lg.jp



## 保土ケ谷区制 100 周年ロゴマークの制定について

令和 7 年 5 月に名前を発表し、本格運用が始まる保土ケ谷区公式マスコットキャラクターを活用し、区制 100 周年ロゴマークを作成したいと考えています。

ロゴマークは各種イベントや広報などで活用し、区制 100 周年の機運醸成を図るとともに、区の魅力を広く内外に発信します。

### 1 進め方

- ・ロゴマークは、区制 100 周年事業実行委員会で制定します。
- ・ロゴマークはマスコットを活用したデザインとし、デザイン制作を委託し作成します。委託先は横浜国立大学 教育学部を想定しています。
- ・委託先が作成した原案（3～5 案）の中から、役員会にて最終デザインを決定します。
- ・令和 7 年度中に作成し、保土ケ谷区制 100 周年に向けた盛り上げに活用していきます。

### 2 スケジュール概要

|     |              |
|-----|--------------|
| 4月～ | デザイン委託       |
| 9月  | 役員会にてデザイン選考  |
| 10月 | ロゴマーク発表・運用開始 |

### 3 参考イメージ（他区）



<担当>  
 保土ケ谷区区政推進課広報相談係  
 担当: 園原・山崎  
 TEL: 045-334-6221  
 Mail: ho-koho@city.yokohama.lg.jp



## 保土ケ谷区公式マスコットキャラクターについて

## 1 これまでの経過

令和6年度にデザインの公募、区民による投票を経てデザイン原案が決まり、1月に最終デザインを発表しました。

また、デザイン発表後に名前の公募を行い、3月の実行委員会役員会にて最終6候補を選考しました。



## 令和6年度実施概要

|              |                      |
|--------------|----------------------|
| 6月28日～9月2日   | デザイン公募               |
| 9月6日         | 実行委員会役員会にてデザイン候補選考   |
| 9月24日～10月31日 | デザイン最終5候補について区民による投票 |
| 1月11日        | 賀詞交換会にてデザイン発表        |
| 1月14日～2月20日  | 名前公募                 |
| 3月7日         | 実行委員会役員会にて名前候補選考     |

## 2 名前の投票について

役員会にて選ばれた最終6候補について3月17日から4月27日までの期間で区民による投票を行っています。

電子申請システム、郵送のほか、保土ケ谷区役所の総合案内窓口前・3階エレベーター前で投票を行えます。

## 【最終6候補】

| 候補名     | 由来や理由                                        |
|---------|----------------------------------------------|
| A.ほどがも  | 『ほどがや』と『かるがも』から名付けた。                         |
| B.ほどかもん | 『ほどがや』と『かも』と『come on(カモン)』、区のマークが『家紋』のようだから。 |
| C.ほどぴー  | 『ほどがや』と『ピース』から名付けた。                          |
| D.カモーレ  | 『かも』と『すみれ(区の花)』の『レ』。そしてイタリア語の『アモーレ』を掛け合わせた。  |
| E.がやも   | 保土ケ谷の子を『がやっ子』と言うので、保土ケ谷のかるがもは『がやも』とした。       |
| F.ほがるん  | 晴れ晴れとした明るいまちにしてくれる存在になってほしいとの思いを込めた。         |

### 3 今後のスケジュール

|          |                                                   |
|----------|---------------------------------------------------|
| ～4月 27 日 | 名前最終 6 候補の区民による投票                                 |
| 5月～      | 名前発表(花フェスタ)・周知活用の本格化<br>区民向けマスコットキャラクター利用ガイドライン発表 |

### 4 パターンについて



基本形



菅笠を取ったもの



おじぎをしているもの



菅笠を左手に持ち、  
右手を挙げているもの



座っているもの



両手を挙げて喜んでいる  
様子のもの



歩いているもの



歩いているもの  
(斜めバージョン)

## 【参考資料】区役所で実施している 100 周年関連事業

## 1 「こども」関連

## (1) がやっこ体操

6 年度は公立保育園 3 園が連携して保土ヶ谷区にちなんだオリジナルの体操を考案（作詞、作曲、振付）し、DVD を作成しました。7 年度は、動画配信や DVD 配付、保育士向け研修会等、区内保育園などへの普及を図ります。



## (2) こども未来プロジェクト

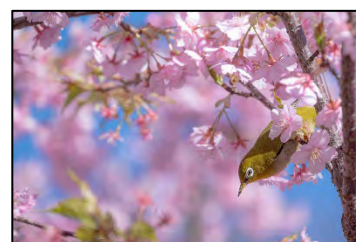
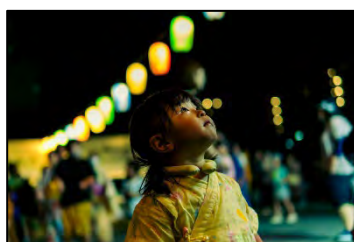
区内の中学生を中心に様々な取組を実施しています。6 年度は相模鉄道（株）と連携し、100 周年に関する取組と地域の紹介をまとめた音声アナウンスを作成し、相鉄線の各駅で放送しました。7 年度の取組は中学生と検討を進めています。



## 2 「魅力」関連

## (1) SNS フォトコンテスト

6 年度は保土ヶ谷区の魅力あふれる写真をインスタグラムで募集し、入賞 10 作品の巡回写真展を実施、区民による投票で最優秀作品を決定しました。7 年度も同様の取組で区の魅力を PR します。



## (2) 地産地消コンテスト、「農」の魅力発信

6 年度は「春夏野菜を使った野菜たっぷり料理」をテーマに地産地消レシピを募集し、料理コンテストを実施しました。7 年度はレシピ集の発行に向けた準備を進めるとともに、区内農家へのインタビュー等、農の魅力を発信する取組を行います。





### 3 「つながり」関連

#### (1) 機運醸成企画

6年度は区に関連した謎解きイベントを実施しました。7年度も、楽しみながら保土ケ谷区や 100 周年を知る企画を実施し、100 周年を区民総出で祝う機運を醸成します。



#### (2) 地区対抗 綱引き大会

ほどがや区民まつりにおいて綱引き大会を実施しました。令和9年まで継続し、地域のつながりを深めていきます。

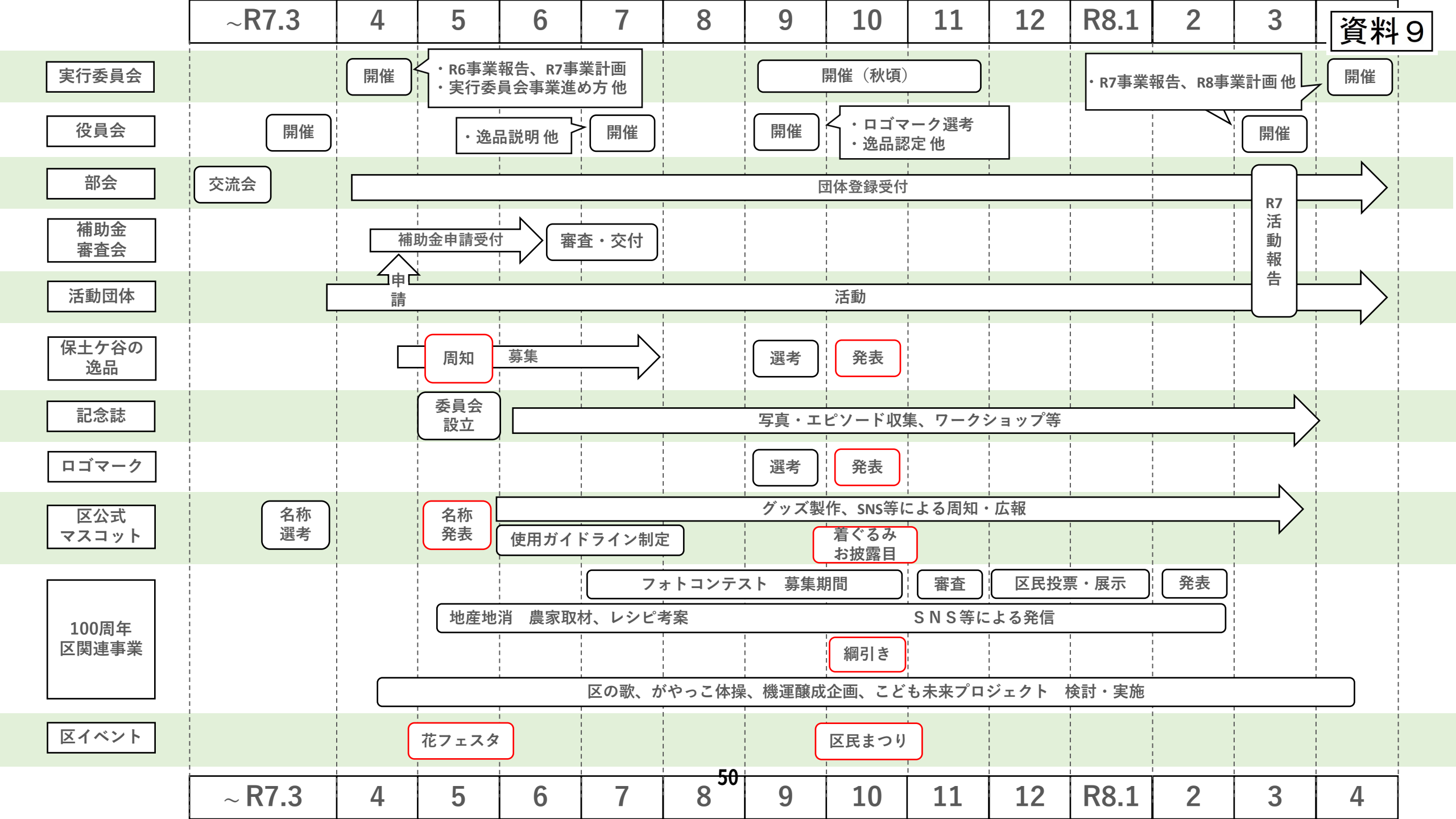


#### (3) 「区之歌」の普及

区内の合唱団等と連携し、区之歌「わがまち、保土ケ谷」を普及します。

また、区民利用施設や商店街での放送等のほか、区内小学校へのCD配付など、広く区民の皆様に親しみをもってもらうための取組を行います。





(参考) 令和9年度までの事業スケジュールイメージ

|              | 7年度       | 8年度              | 9年度  |
|--------------|-----------|------------------|------|
| 記念式典         |           | 検討               | 開催   |
| 記念誌          | 委員会<br>設立 | 素材集め・<br>ワークショップ | 発行   |
| 記念事業         | 検討        |                  | 実施   |
| 名称使用<br>イベント |           | 募集・各団体による実施      |      |
| 活動団体<br>補助金  |           | 募集・交付            |      |
| ほどがや<br>の百選  | 認定(第1弾)   | 認定(第2弾)          | 冊子発行 |
|              |           | デジタルマップ運用        |      |
| 協賛金          |           | 協賛依頼             |      |

## 令和7年度 区制100周年事業実行委員会 収支予算書

1 総予算 ¥1,991,000

2 収支内訳

(1) 収入 (円)

| 項目   | 金額        | 説明 |
|------|-----------|----|
| 区補助金 | 1,991,000 |    |
|      |           |    |
| 合計   | 1,991,000 |    |

(2) 支出 (円)

| 項目         | 金額        | 説明               |
|------------|-----------|------------------|
| 活動団体補助金    | 550,000   | 補助金、啓発物品         |
| ほどがやの百選    | 400,000   | デザイン委託費、認定経費     |
| 100周年ロゴマーク | 950,000   | デザイン委託費、印刷費、啓発物品 |
| 実行委員会事務費   | 91,000    | 会議室使用料、消耗品費      |
| 合計         | 1,991,000 |                  |

## 保土ケ谷区制 100 周年事業実行委員会規約 (案)

制 定 令和 6 年 4 月 26 日

最近改正 令和 7 年 4 月 22 日

(名称)

第 1 条 本委員会の名称は「保土ケ谷区制 100 周年事業実行委員会」(以下「実行委員会」という。)とする。

(目的)

第 2 条 令和 9 年に保土ケ谷区が区制 100 周年を迎えるに当たり、区民が揃って祝うことができる周年事業(以下「周年事業」という。)を実施するため、実行委員会を設置する。

(構成)

第 3 条 実行委員会は委員及び顧問で構成する。

(委員)

第 4 条 実行委員会の委員は、第 2 条の趣旨に賛同する区内の団体及び関係企業とする。

2 委員の任期は、実行委員会設立の日から周年事業の終了後、最初に開催する委員会の解散時までとする。

(役員)

第 5 条 実行委員会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1 人
- (2) 副会長 3 人
- (3) 会計 1 人
- (4) 会計監査 2 人

2 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長の職務を代理する。

4 会計は、実行委員会の会計を掌る。

5 会計監査は、実行委員会の会計を監査する。

6 役員は別表 1 による職のものをもって充てる。

(顧問)

第 6 条 顧問は別表 2 による職のものをもって充てる。

2 顧問は、周年事業の実施に関し、それぞれの立場から実行委員会に対して必要な意見を述べることができる。

(会議)

第 7 条 実行委員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会議では次の議案を協議する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画



(3) 規約等の制定改廃

(4) その他会長が必要と認める重要な事項

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決するものとする。

4 会議は、会長が認めた場合には会議の開催にかえて書面をもって表決することができる。

(役員会)

第8条 周年事業について必要な議案を審議するため、役員会を置く。

2 役員会は第5条に定める役員に加え、別表3による職のものから構成する。

3 役員会の会議は、会長が招集し、議長となる。

4 会議の議事は、役員の過半数をもって決するものとする。

(補助金審査会)

第9条 周年事業に係る補助金事務を実施するため、補助金審査会を置く。

2 補助金審査会は別表4による職のものから構成する。

3 補助金審査会では周年事業に関する活動補助金に係る審査決定及び交付事務を行う。

4 補助金審査の決定は、委員の過半数をもって決するものとする。

(特別委員会)

第10条 周年事業に係る式典等について、必要があるときは特別委員会を置くことができる。

2 特別委員会の委員及び委員長は、実行委員会の委員の中から会長が指名した者その他実行委員会において定めるところにより選任した者とする。

3 特別委員会の運営については、特別委員会において定める。

(部会)

第11条 区民が主体で行う周年事業について、活動団体の登録及び当該活動を所掌するため、こども部会、魅力部会及びつながり部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の委員及び部会長は、会長が指名した実行委員会所属団体の中から選任した者とする。また、その他実行委員会において定めるところにより選任した者とする。

3 部会の運営については、部会において定める。

(財務)

第12条 実行委員会の経費は、補助金、協賛金その他の収入をもって充てる。

2 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(事務局)

第13条 実行委員会の事務局は、保土ヶ谷区役所地域振興課内に置く。

(委任)

第14条 この規約に定めがない事項については、会長が別途定める。

附 則

この規約は、令和6年4月26日から施行する。

この規約は、令和7年4月22日から施行する。

(別表 1)

| 役職      | 職名                |
|---------|-------------------|
| 会 長     | 保土ヶ谷区連合町内会長連絡会会長  |
| 副 会 長   | 保土ヶ谷区民会議代表委員      |
| 副 会 長   | 保土ヶ谷区社会福祉協議会会長    |
| 副 会 長   | 保土ヶ谷民生委員児童委員協議会会長 |
| 会 計     | 保土ヶ谷区明るい選挙推進協議会会長 |
| 会 計 監 査 | 保土ヶ谷区商店街連合会会長     |
| 会 計 監 査 | 保土ヶ谷区老人クラブ連合会会長   |

(別表 2)

| 役職  | 職名       |
|-----|----------|
| 顧 問 | 横浜市会議員   |
| 顧 問 | 神奈川県議会議員 |
| 顧 問 | 保土ヶ谷警察署長 |
| 顧 問 | 保土ヶ谷区長   |

(別表 3)

| 役職  | 職名                   |
|-----|----------------------|
| 役 員 | 保土ヶ谷区青少年指導員協議会会長     |
| 役 員 | 保土ヶ谷区スポーツ推進委員連絡協議会会長 |
| 役 員 | 保土ヶ谷区保健活動推進員会会長      |

(別表 4)

| 役職             | 職名                                |
|----------------|-----------------------------------|
| 会 長            | 実行委員会委員の中から互選する                   |
| 委 員            | こども部会長                            |
| 委 員            | 魅力部会長                             |
| 委 員            | つながり部会長                           |
| 委 員            | 保土ヶ谷区総務部総務課長                      |
| <del>委 員</del> | <del>保土ヶ谷区総務部区政推進課長</del>         |
| <del>委 員</del> | <del>保土ヶ谷区福祉保健センター福祉保健課長</del>    |
| <del>委 員</del> | <del>保土ヶ谷区福祉保健センターこども家庭支援課長</del> |

| 改正案                                                                                                                                                                                                                                               | 現行                     |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|----|-----|-----------------|-----|--------|-----|-------|-----|---------|-----|--------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|----|-----|-----------------|-----|--------|-----|-------|-----|---------|-----|--------------|-----|----------------|-----|---------------------|-----|------------------------|
| 保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約                                                                                                                                                                                                                            | 保土ヶ谷区制 100 周年事業実行委員会規約 |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 第 1 条～第 14 条 （省略）                                                                                                                                                                                                                                 | 第 1 条～第 14 条 （省略）      |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| この規約は、令和 6 年 4 月 26 日より施行する。<br>この規約は、令和 7 年 4 月 22 日より施行する。                                                                                                                                                                                      | この規約は、決議の日より施行する。      |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 別表 1 ～ 3 （省略）                                                                                                                                                                                                                                     | 別表 1 ～ 3 （省略）          |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| （別表 4）                                                                                                                                                                                                                                            | （別表 4）                 |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| <table><tr><th>役職</th><th>職名</th></tr><tr><td>会 長</td><td>実行委員会委員の中から互選する</td></tr><tr><td>委 員</td><td>こども部会長</td></tr><tr><td>委 員</td><td>魅力部会長</td></tr><tr><td>委 員</td><td>つながり部会長</td></tr><tr><td>委 員</td><td>保土ヶ谷区総務部総務課長</td></tr></table> | 役職                     | 職名 | 会 長 | 実行委員会委員の中から互選する | 委 員 | こども部会長 | 委 員 | 魅力部会長 | 委 員 | つながり部会長 | 委 員 | 保土ヶ谷区総務部総務課長 | <table><tr><th>役職</th><th>職名</th></tr><tr><td>会 長</td><td>実行委員会委員の中から互選する</td></tr><tr><td>委 員</td><td>こども部会長</td></tr><tr><td>委 員</td><td>魅力部会長</td></tr><tr><td>委 員</td><td>つながり部会長</td></tr><tr><td>委 員</td><td>保土ヶ谷区総務部総務課長</td></tr><tr><td>委 員</td><td>保土ヶ谷区総務部区政推進課長</td></tr><tr><td>委 員</td><td>保土ヶ谷区福祉保健センター福祉保健課長</td></tr><tr><td>委 員</td><td>保土ヶ谷区福祉保健センターこども家庭支援課長</td></tr></table> | 役職 | 職名 | 会 長 | 実行委員会委員の中から互選する | 委 員 | こども部会長 | 委 員 | 魅力部会長 | 委 員 | つながり部会長 | 委 員 | 保土ヶ谷区総務部総務課長 | 委 員 | 保土ヶ谷区総務部区政推進課長 | 委 員 | 保土ヶ谷区福祉保健センター福祉保健課長 | 委 員 | 保土ヶ谷区福祉保健センターこども家庭支援課長 |
| 役職                                                                                                                                                                                                                                                | 職名                     |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 会 長                                                                                                                                                                                                                                               | 実行委員会委員の中から互選する        |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | こども部会長                 |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | 魅力部会長                  |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | つながり部会長                |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | 保土ヶ谷区総務部総務課長           |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 役職                                                                                                                                                                                                                                                | 職名                     |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 会 長                                                                                                                                                                                                                                               | 実行委員会委員の中から互選する        |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | こども部会長                 |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | 魅力部会長                  |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | つながり部会長                |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | 保土ヶ谷区総務部総務課長           |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | 保土ヶ谷区総務部区政推進課長         |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | 保土ヶ谷区福祉保健センター福祉保健課長    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |
| 委 員                                                                                                                                                                                                                                               | 保土ヶ谷区福祉保健センターこども家庭支援課長 |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |    |    |     |                 |     |        |     |       |     |         |     |              |     |                |     |                     |     |                        |